



たかの



ボ

ンティア活動を



くせいする

# みらいファンド 助成金



平成26年度

## 募集要項

社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会

みたかボランティアセンター

## 1. 目的

この助成は地域の課題解決に取り組む先駆的、自発的な事業を実施する福祉・ボランティア団体の活動を支援するために行います。

## 2. 対象

みたかボランティアセンター登録団体および協力団体

## 3. 対象となる事業

- ①福祉・ボランティア活動への参加を推進する事業
- ②福祉・ボランティア活動を推進する技能や知識の提供に関する事業
- ③福祉・ボランティア活動および市民交流を目的としたイベント
- ④その他本会会長が認める事業

## 4. 対象事業の実施期間

平成26年4月1日～平成27年2月28日に実施される事業が対象です。

## 5. 助成金額

1団体につき2万円（上限）

※事業の内容によっては助成額を減額することがあります。また、助成の対象とならないこともあります。

## 6. 対象となる経費

- ①講師等に支払う謝礼および交通費
- ②使用料、賃借料
- ③材料費、運搬費、製本費、広報費等事業の実施にかかる経費
- ④介助者、託児者等へ支払う謝礼および交通費
- ⑤上記のほか、事業に直接必要な経費で本会会長が認めるもの。

## 7. 対象とならない経費

申請団体の会員（メンバー）の実費弁償費

## 8. 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、みたかボランティアセンターに持参してください。参考資料があれば申請書と一緒に提出してください。

## 9. 市民への広報

当該事業が「三鷹市社会福祉協議会（みたかボランティアセンター）」の助成事業であることを事業のポスター、チラシ、当日資料等に明記していただきます。

## 10. 他団体から助成を受ける場合

当該事業が他団体からの助成や業務委託を受けて実施される場合はそちらを優先していただきます。

## 11. 同一事業への助成

同一事業を複数年に渡って実施する場合でも、申請書は年度ごとに提出してください。同一事業で助成ができるのは3年までです。

## 12. 応募期間

平成26年4月1日～平成27年2月28日

## 13. 助成の流れ

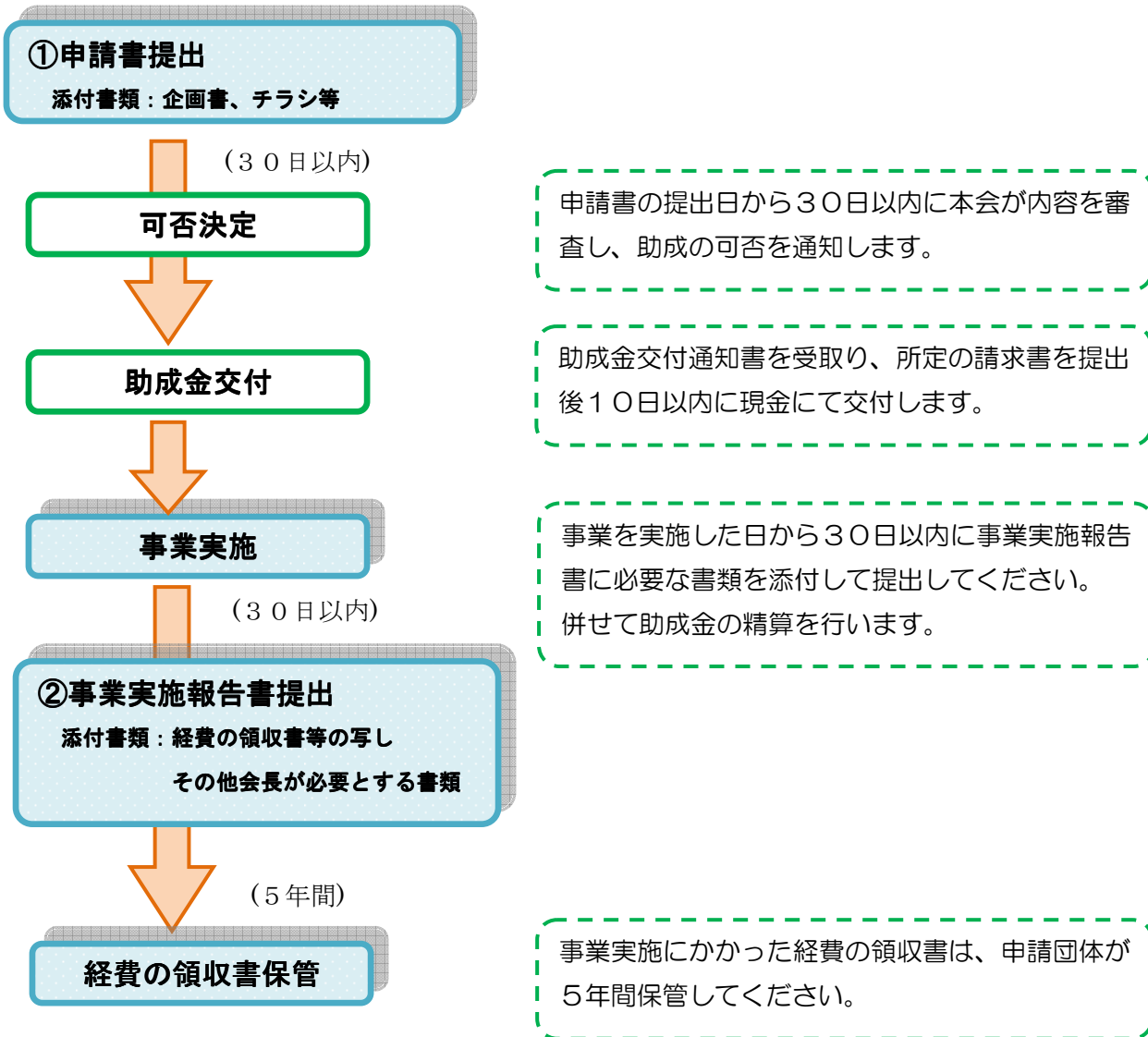
下記参照

## 14. 助成の取り消し

次に該当するときは交付した助成金の全部または一部を取り消します。

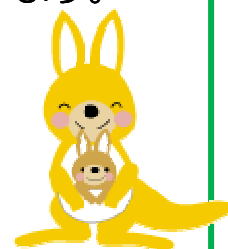
- ①偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- ②助成金を対象事業以外の用途に使用したとき。
- ③助成金の全部または一部を使用しなかったとき。
- ④上記のほか、この助成金の交付条件に違反したとき。

<助成の流れ>

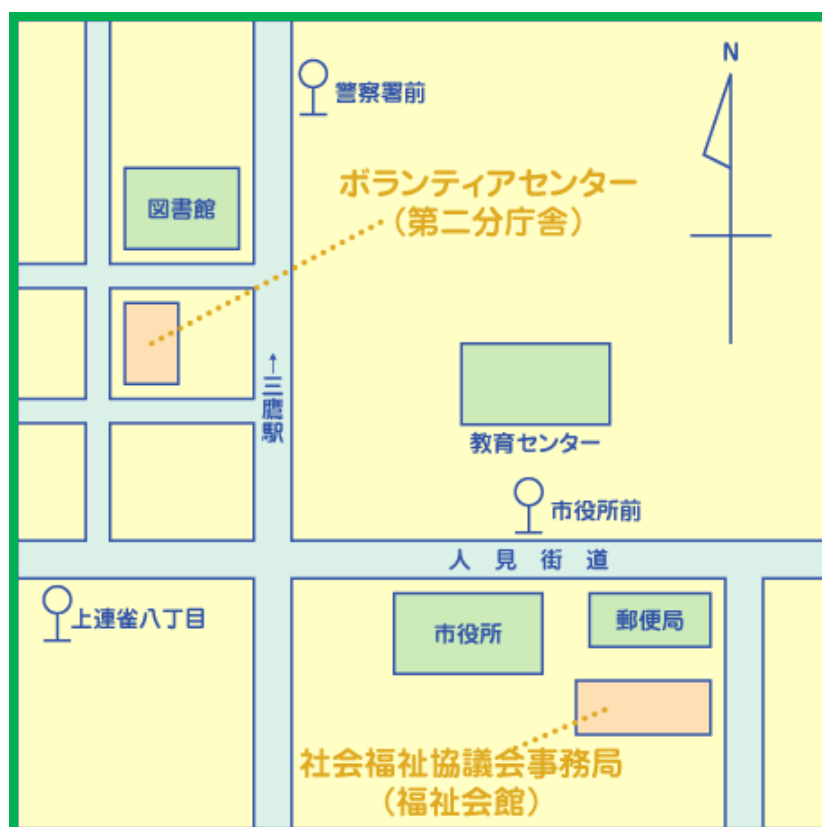


**みらいファンド助成金はボランティア基金の利息を活用しています。**

みたかボランティアセンターでは、市民の方からボランティア活動推進のためにいただいた寄付金や福祉ショップの売り上げなどを「ボランティア基金」として積み立てています。みらいファンド助成金はボランティア基金への利息を財源に助成しています。  
貴重な原資を守るため、ボランティア基金への寄付を随時募集しています。



みたかボランティアセンターは福祉のまちづくりの拠点です



**【問い合わせ・申し込み】**

みたかボランティアセンター

〒181-0012 三鷹市上連雀 8-3-10 (第二分庁舎内)

電話:0422-76-1271 FAX:0422-76-1273

info@mitakavc.net <http://www.mitakavc.net>